

コインロッカー利用約款

ロッカーは、携帯品を一時保管するために場所をお貸しするもので、ご使用の場合は、この約款によるものとします。

なお、この約款は変更される場合があります。変更がある場合は当社ホームページで告知いたします。

1 使用時間

ロッカーの使用時間は、始発から終車時までです。

2 ロッカーに入れることができないもの

- (1) 貴重品(現金・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品)及び使用者にとって重要な物品・書類・資料等3万円以上の高額物品。
- (2) 死体・死骸・その他盗品等不法物品ならびに銃砲・刀剣類及び犯罪の用に供せられるおそれのあるもの
- (3) 毒性・揮発性又は爆発物及び危険物等のもの
- (4) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗、変質又は破損しやすいもの
- (5) 重量過大物(30キロ以上)、生き物、その他保管に適さないと認められるもの

3 使用料金

ロッカーの使用料金は1回につき、使用するロッカーの表示料金となります。ただし、翌日午前2時以降に延長使用された場合は、1日につき、使用されたロッカーの1回分の金額を追加料金としていただきます。

4 お支払い方法

このロッカーの使用料金は現金又はPASMO、Suica等交通系ICカード(以下「ICカード」といいます)でお支払いいただくことが可能です。(PiTapaは使用できません)

5 使用期間

ロッカーの使用期間は、使用開始の日を含めて4日以内です。ただし、当社が必要と認める場合、取扱いを制限または停止することがあります。なお、その際は該当ロッカーでの掲示等により事前告知をします。

6 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当社にて解錠し、収容品の内容を確認のうえ当社所定の場所に移し、使用開始日を含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は第3項の使用料金をいただきます。但し、収容品が第2項のロッカーに入れることができないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じて、廃棄等その他適切な処置を取ることがあります。

- (2) 引取りに必要な往復運賃等は利用者の負担となります。
- (3) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄したのものとして、当社において廃棄等その他競売処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

7 利用証明書の取扱い

ロッカーへ荷物を預け入れた際に出力された利用証明書等(以下「利用証明書」といいます)は、収容品を取り出すときに必要となりますので、責任を持って大切に保管し、収容品を取り出すときには必ずご持参ください。別途保管された収容品を受け取るときは、ICカード又は利用証明書に加え身分証明書又はこれに代わるものを提示していただきます。なお、その際に提示いただいた証明書等の写しを取らせていただきます。

8 ICカード、利用証明書の紛失時の取扱い

- (1) ICカード又は利用証明書を紛失してロッカーを解錠できない場合は、直ちに当社に届け出、当社所定の書類を提出してください。
- (2) 収容品を受け取るときは、身分証明書又はこれに代わるものを提示していただきます。なお、その際に提示いただいた証明書等の写しを取らせていただきます。
- (3) 使用者の責によるICカード又は利用証明書の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要となった場合は、当社所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。また、不正解錠された場合、当社は一切の責任を負いません。

9 当社においてロッカーを解錠する場合

- (1) 収容品が第2項のロッカーに入れることができないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、ロッカーの使用期間中であっても当社において当該ロッカーを解錠し、その実情に応じて処置をすることがあります。
- (2) 前号のほか、第5項のロッカー使用期間中であっても当社が必要と認める場合、当社において当該ロッカーを解錠し、収容品を別途保管する場合があります。

10 賠償について

(1) 当社が一切の賠償の責を負わない事項

以下の場合は一切の責任を負わないものとします。

- ① 使用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用により、ロッカー内の収容品が盗難にあったとき。
- ② 使用者がICカード又は利用証明書の紛失・盗用・複製により損害を受けたとき。
- ③ 第2項(入れることができないもの)に挙げる収容品が滅失又はき損等の損害を受けたとき。
- ④ 司法権等の発動により関係官公署から調査をうけ、収容品を押収又は証拠品として提

出を求められたとき。

⑤ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、き損又は盗難等の損害を受けたとき。

⑥天災地変、その他不可抗力により、ロッカー内の収容品が滅失、き損又は変質等の損害を受けたとき。

(2) 当社が賠償を行う場合

収容品の滅失又はき損等の被害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償は3万円を限度とします。

1 1 使用者の賠償責任

使用者がロッカーを破損した場合又は他のロッカー内の収容品に損害を与える等、当社又は第三者に損害を与えた場合は賠償していただきます。

1 2 防犯カメラによる撮影

防犯及び利用者の確認を目的としてカメラを設置しているロッカーについては、荷物の預入時に利用者の顔写真を撮影します。顔写真データは荷物の取り出しをもって自動的に消去されますが、利用証明書紛失時には本人確認として使用し、解錠後一定期間保存されます。

1 3 その他

当社が特に必要と認めたときは、物品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

1 4 ロッカーについての連絡先

連絡場所 (株)メトロコマース 保守管理事業所

※ご利用のロッカー又は利用証明書に記載の電話番号にご連絡ください。

お問い合わせ時間 9時～20時迄です。

(上記以外の時間は、係員は不在です)

2022年8月15日
株式会社メトロコマース

時間制料金ロッカー利用約款

ロッカーは、携帯品を一時保管するために場所をお貸しするもので、ご使用の場合は、この約款によるものとします。

なお、この約款は変更される場合があります。変更がある場合は当社ホームページで告知いたします。

1 使用時間

ロッカーの使用時間は、始発から終車時までです。

2 ロッカーに入れることができないもの

- (1) 貴重品(現金・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品)及び使用者にとって重要な物品・書類・資料等3万円以上の高額物品。
- (2) 死体・死骸・その他盗品等不法物品ならびに銃砲・刀剣類及び犯罪の用に供せられるおそれのあるもの
- (3) 毒性・揮発性又は爆発物及び危険物等のもの
- (4) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗、変質又は破損しやすいもの
- (5) 重量過大物(30キロ以上)、生き物、その他保管に適さないと認められるもの

3 使用料金

ロッカーの使用料金は1回につき使用開始時間から2時間未満を基本料金とし、超過料金も含め表示された料金とします。※基本料金：2時間未満(特小200円・小300円・中400円・大600円・特大800円)、超過料金：2時間超過から12時間毎に加算(特小200円・小200円・中200円・大300円・特大400円)。

4 お支払い方法

このロッカーの使用料金は現金又はP A S M O、S u i c a等交通系I Cカード(以下「I Cカード」といいます)でお支払いいただくことが可能です。(P i T a P aは使用できません)

5 使用期間

ロッカーの使用期間は、使用開始の日を含めて4日以内です。ただし、当社が必要と認める場合、取扱いを制限または停止することがあります。なお、その際は該当ロッカーでの掲示等により事前告知をします。

6 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当社にて解錠し、収容品の内容を確認のうえ当社所定の場所に移し、使用開始日を含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は当社にて解錠した時点での超過料金に加え、解錠した翌日から1日につき次の料金を加算いたします。(特小300円・小400円・中500円・大700円・特大900円) 但し、収容品が第2項のロッカーに

入れることができないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じて、廃棄等その他適切な処置を取ることがあります。

(2) 引取りに必要な往復運賃等は利用者の負担となります。

(3) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄したのものとして、当社において廃棄等その他競売処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

7 利用証明書の取扱い

ロッカーへ荷物を預け入れた際に出力された利用証明書等(以下「利用証明書」といいます)は、収容品を取り出すときに必要となりますので、責任を持って大切に保管し、収容品を取り出すときには必ずご持参ください。別途保管された収容品を受け取る時は、ICカード又は利用証明書に加え身分証明書又はこれに代わるものを提示していただきます。なお、その際に提示いただいた証明書等の写しを取らせていただきます。

8 ICカード、利用証明書の紛失時の取扱い

(1) ICカード又は利用証明書を紛失してロッカーを解錠できない場合は、直ちに当社に届け出、当社所定の書類を提出してください。

(2) 収容品を受け取る時は、身分証明書又はこれに代わるものを提示していただきます。なお、その際に提示いただいた証明書等の写しを取らせていただきます。

(3) 使用者の責によるICカード又は利用証明書の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要となった場合は、当社所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。また、不正解錠された場合、当社は一切の責任を負いません。

9 当社においてロッカーを解錠する場合

(1) 収容品が第2項のロッカーに入れることができないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、ロッカーの使用期間中であっても当社において当該ロッカーを解錠し、その実情に応じて処置をすることがあります。

(2) 前号のほか、第5項のロッカー使用期間中であっても当社が必要と認める場合、当社において当該ロッカーを解錠し、収容品を別途保管する場合があります。

10 賠償について

(1) 当社が一切の賠償の責を負わない事項

以下の場合は一切の責任を負わないものとします。

- ① 使用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用により、ロッカー内の収容品が盗難にあったとき。
- ② 使用者がICカード又は利用証明書の紛失・盗用・複製により損害を受けたとき。
- ③ 第2項(入れることができないもの)に挙げる収容品が滅失又はき損等の損害を受けた

とき。

- ④司法権等の発動により関係官公署から調査をうけ、収容品を押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- ⑤ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、き損又は盗難等の損害を受けたとき。
- ⑥天災地変、その他不可抗力により、ロッカー内の収容品が滅失、き損又は変質等の損害を受けたとき。

(2) 当社が賠償を行う場合

収容品の滅失又はき損等の被害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償は3万円を限度とします。

1 1 使用者の賠償責任

使用者がロッカーを破損した場合又は他のロッカー内の収容品に損害を与える等、当社又は第三者に損害を与えた場合は賠償していただきます。

1 2 防犯カメラによる撮影

防犯及び利用者の確認を目的としてカメラを設置しているロッカーについては、荷物の預入時に利用者の顔写真を撮影します。顔写真データは荷物の取り出しをもって自動的に消去されますが、利用証明書紛失時には本人確認として使用し、解錠後一定期間保存されます。

1 3 その他

当社が特に必要と認めたときは、物品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

1 4 ロッカーについての連絡先

連絡場所 (株)メトロコマース 保守管理事業所

※ご利用のロッカー又は利用証明書に記載の電話番号にご連絡ください。

お問い合わせ時間 9時～20時迄です。

(上記以外の時間は、係員は不在です)

2023年11月29日

株式会社メトロコマース